

制度・事業の廃止

佐世保市誕生祝金支給制度の廃止

内容 本市在住の母が第3子以降の子を出産した場合に2万円を支給する制度の廃止

廃止時期 来年3月31日(水)

廃止理由 子育て支援・少子化対策事業を見直し、総合的な観点から拡充を図るため

対応 出産日(来年3月31日まで)から6カ月以内は祝金を申請できます(申請漏れにご注意を)
 〓戸籍住民課 ☎24-1111

佐世保市交通災害共済・火災共済事業の廃止

廃止時期 来年3月31日(水)

廃止理由 加入者が年々減少し、赤字運営が見込まれるため。また、発足当初よりも民間の保険・共済制度が普及、充実しているため など

対応 ●本年度の加入申し込みは受け付けています
 ●廃止後であっても事故(火災)当時に会員であれば、交通事故に遭った日から2年以内、罹災に遭った日から1年以内は共済金を請求できます(請求漏れにご注意を)
 〓交通安全対策課 ☎24-1111

市から医療機関へ一時金を支払う制度 出産育児一時金の見直し

国 の緊急少子化対策として、安心して出産できる環境を整えるため、出産育児一時金の金額や支給方法が変わります



一時金の引き上げ 本市国民健康保険加入者が医療機関等で出産した場合、出産育児一時金をこれまで原則38万円支給していましたが、ことし10月1日以降の出産については4万円引き上げ、原則42万円支給します

一時金の支給方法 これまでは一時金を本市から被保険者等へ支給していましたが、10月1日以降の出産については、原則、本市が医療機関へ支払います

- 42万円を超えた場合→差額は個人負担となります。各自で医療機関へお支払いください
- 42万円を下回った場合→掛かった費用を本市が医療機関へ支払い、差額は被保険者へ支給します(医療保険課への申請が必要)

適用期間 平成23年3月31日までの出産
 〓医療保険課 ☎24-1111

女性特有のがん検診無料クーポン券配布

→ 早期発見・早期治療すれば高い確率で完治へ

国 の本年度補正予算で、日本のがん検診受診率を50%に上げることを目標に、女性特有のがん対策がとられることになりました。そこで、本市から対象となる女性の自宅に、「子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン券」と「検診手帳」を送付します。積極的に受診し、早期発見・早期治療につなげましょう。

送付時期 10月初旬
対象者 ことし6月30日現在で本市に住民票があり、表1・2の生年月日の女性

無料となる検診(いずれも本市が実施する検診だけ)
子宮頸がん 問診、視診、細胞診
乳がん 視触診、マンモグラフィ検査

※7月1日以降に本市に転入し、表1・2に該当する女性も対象となります。健康づくり課にご連絡ください。
 ※ことし4月1日以降、すでに本市が実施する同検診を自己負担して受けた対象者には自己負担金を還付します。
 ※検診期間、場所、受診方法などは自宅に送付する文書に記載していますので、よく読んでご確認ください。

(参考)本市が昨年度に実施したがん検診の受診率は、子宮頸がん検診28.4%、乳がん検診16.6%と、全国平均より高めですが、国の目標値到達に向けさらに向上させる必要があります。

(表1)子宮頸がん検診無料クーポン券配布対象者

生年月日	年齢
昭和63年4月2日～平成元年4月1日	20歳
昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	25歳
昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	30歳
昭和48年4月2日～昭和49年4月1日	35歳
昭和43年4月2日～昭和44年4月1日	40歳

(表2)乳がん検診無料クーポン券配布対象者

生年月日	年齢
昭和43年4月2日～昭和44年4月1日	40歳
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	45歳
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	50歳
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	55歳
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	60歳

※年齢は4月1日現在



〓健康づくり課 ☎24-1111

→ 悩みや困り事などの相談はお気軽に

市民相談室、結婚相談所への相談

市 民相談室に直接お越しになるか、電話で気軽にご相談ください(相談無料・秘密厳守)。

場所 市役所12階・市民相談室

相談内容・日時(祝日を除く)	相談員
一般・行政相談(予約不要) 日常の暮らしの中で困ったことがあったときや、相談先が分からないとき 月～金曜8時30分～17時15分	市職員が担当し、相談内容に応じて専門の相談員を紹介
行政相談(予約不要) 国・県、市政などに関する質問や疑問など 火曜13時～16時	行政相談委員が担当
法律相談(予約不要) 金銭、相続、夫婦、借家など 月、木曜13時～16時	弁護士が担当(事前に相談員が内容を伺ってから予約)
宅地・建物相談(電話予約) 宅地、建物の取引など 第1・3金曜13時～16時	専門相談員が担当

※各相談は事情により曜日などを変更する場合があります。

〓市民相談室 ☎24-1111

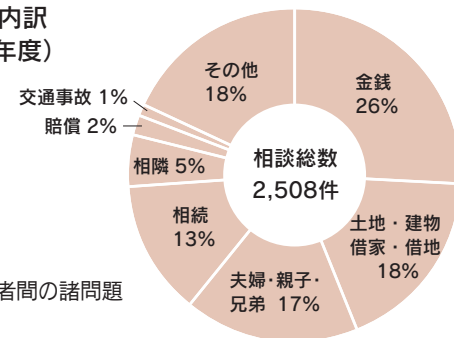
無料総合相談

弁護士や専門の相談員が、さまざまな相談に応じます
とき 10月22日(木)10時～15時
ところ 市役所13階・大会議室
 〓市民相談室 ☎24-1111

市結婚相談所

新規の受け付けは終了していますが、登録者の相談には、来年3月31日(水)まで応じます
相談時間 月、木～日曜(祝日を除く)8時30分～16時
ところ 消費生活センター横(平瀬町)
 〓結婚相談所 ☎23-9455

一般相談件数・内訳(平成20年度)



※相隣…近隣者間の諸問題

市政懇談会への参加者募集 おじゃましま～す！市長です

市 長が市内各地域へ出向き、地域の皆さんと意見交換などを行う「おじゃましま～す！市長です」を市内の地区公民館で開催しています。10月の日程は次のとおりです。

- 西地区公民館 10月26日(月)14時～16時
- 江上地区公民館 10月28日(水)14時～16時



〓市民生活課 ☎24-1111

あなたのアイデアを直接市長に伝えてみませんか 第9回元気なまちづくりじげもんトーク

市 民の意見を行政に生かし、元気な佐世保をつくるため、市民の皆さんと市長がまちづくりについて意見交換する「元気なまちづくりじげもんトーク」を開催します。

とき 10月23日(金)12時～13時30分
ところ 市役所5階・副市長応接室
対象 市内在住者6人程度
内容 昼食を取りながら市長と意見交換していただきます。テーマは自由です。
 ※昼食は市で用意します。

応募方法 応募用紙に必要事項を明記し、郵送(〒857-8585・住所不要)かファクス(25-2184)、Eメール(hishok@city.sasebo.lg.jp)で秘書課へ。詳しくはお尋ねを。

締め切り 10月15日(木)必着

〓秘書課 ☎24-1111